

飲食店

事務所・工場

オフィス…等

多くの人を利用する施設は

原則『屋内禁煙』に!

2020年4月～たばこ規制



今年4月より「改正健康増進法」が施行され、いわゆる「たばこ規制」が強化されます。多くの人を利用する施設は原則「屋内禁煙」に。飲食店、工場、オフィスなどの事業所も規制対象です。飲食店は「喫煙専用室」などを設置できますが、20歳未満の方は入室させられません。店ごとに対応が迫られます。

飲食店はどうしたら…?



①喫煙は「屋外」か「喫煙専用室」で

- ・原則は屋内禁煙。敷地のうちテラス席、屋上など「屋外」は喫煙可能(屋内に煙が入らないこと)。
- ・屋内で喫煙するには「喫煙専用室」の設置が必要。ただし室内での飲食提供と、20歳未満(従業員を含む)の入室は不可。



* 標識例

②小規模なら「喫煙可能店」の選択も

【喫煙可能店にする条件】

- ・客席面積 100㎡以下(2025年4/1から30㎡以下)。
- ・2020年4/1時点で営業していること。
- ・個人経営または資本金5千万円以下。
- ・20歳未満の入店不可。保健所届出、書類保存が必要。



* 標識例



- * 補助金: 喫煙室の設置等で国・府あわせ3/4、上限225万円。申請期限あり。
- * 罰則: 喫煙禁止場所からの喫煙器具・設備等の撤去、標識掲示など、指導に従わない場合、罰則の適用あり(過料50万円以下)。

「うちの店どーしょ?」困ったらすぐ相談

受動喫煙の防止は世界的流れです。同時に、店側の実情を無視した規制は問題です。お店にあわせた対策を、民商と一っしょに進めましょう。

民商

☎0120-22-0000



地域に根づいて70年。商売なんでも相談ダイヤル (土日もOK)

